様式第６号

質 疑 回 答 書

令和８(2026)年７月１６日

プロポーザル参加者各位

質疑のありましたことについて、下記のとおり回答します。

案　件　名　　ふるさと納税支援業務委託

みよし市長　小　山　　祐
（　公　印　省　略　）

番号	質　　疑　　事　　項	回　　答
1	仕様書第５条(4)イに「市内若しくは近隣に営業所をかまえ」とありますが、評価基準における「県内に営業所」との関係について、県内（愛知県内）に営業所を有し、かつ市内に拠点設置予定であれば本要件を満たすものと理解してよいか、ご教示いただけますでしょうか。	本業務は、評価基準のとおり、営業所の所在地により配点を高くしておりますが、市内や近隣への営業所設置を必須要件としておりません。そのため、御指摘いただいた仕様書第５条(4)イについては、評価基準との統一性がなく、誤解を招く記載内容となっておりますので、契約候補者選定後に修正させていただきます。
2	仕様書第３条に「寄附者情報管理システムを構築し」とありますが、現行で使っている寄附者情報管理システムがあれば、名称を開示いただくことは可能でしょうか？	第１回質疑回答書の回答 11 のとおりです。
3	現行のふるさと納税寄附について、 ① ポータルサイト別の寄附件数・寄附額の構成比（シェア率） ② 寄附者の居住地（都道府県別）の傾向 ③人気返礼品トップ 10(カテゴリまでの開示でも可) 上記３点が分かる資料があれば開示いただけませんでしょうか？	① 第１回質疑回答書の回答１のとおりです。 ② 第１回質疑回答書の回答 17 のとおりです。 ③ 第１回質疑回答書の回答 23 のとおりです。

4	第８条（再委託の禁止）について、コールセンター業務の運営を第三者（コールセンター専門事業者等）に再委託することは、第２項に定める事前申請・承諾の手続きを経れば可能という理解でよろしいでしょうか？ 可能な場合、再委託が認められる業務範囲（例：一次受付のみ、寄附者情報の入力代行等）に制限はあるか、ご教示ください。	コールセンター業務の運営を第三者に再委託することについては、再委託先会社等の名称、再委託業務の内容、再委託の理由等を記載した業務再委託承諾申出書等の提出を受け、その内容が適当であると発注者が判断したときは、承諾することがあります。 なお、再委託が認められる業務の範囲については一律に定めるものではなく、申出書に記載された内容に基づき、個別に判断します。
5	第５条(8)アのコールセンターについて、既存の代表電話番号・メールアドレスを継続利用する必要がありますか。それとも受注者が新たに設置する体制でも問題ありませんでしょうか？	問題ありません。
6	評価基準(3)提案内容の評価「その他」欄に「提案限度額の範囲内で追加費用を伴わないものとする」とありますが、これは提案上限額（67,444,584 円）の内数として全ての企画提案（返礼品開発・プロモーション施策等）を実施する前提という理解でよろしいでしょうか？	御認識のとおりです。

※提出順で掲載しております。